

令和 8 年度第 1 回文京区情報公開制度及び 個人情報保護制度運営審議会次第

日時 令和 8 年 7 月 13 日（月）午後 2 時から
会場 文京シビックセンター16 階 庁議室

1 開会

2 定足数の確認、事務局紹介

3 議事

諮問第 1 号

文京区情報公開制度の運用に係る延長決定の取扱いの変更について

4 その他

5 閉会



2026文総総第403号
令和8年6月15日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣 修



諮 問 書

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）に基づき情報公開制度の運用を行っているところであるが、即日の公開決定等ができない場合に行っている延長決定に係る手続を見直すことについて、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問番号

令和8年度（情運）諮問第1号

2 諮問の趣旨

本区における情報公開制度については、文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき運用しているところであるが、情報公開請求件数の増加、請求内容の複雑多様化等により即日公開が困難な場合が増加している。

条例上、即日公開ができない場合には、当日中に公開決定等の期限を延長する決定及び通知を行うこととなっているが、これらの手続を要しないものとするについて、貴審議会の御意見をお伺いするものである。

3 添付資料

- (1) 文京区情報公開制度の運用に係る延長決定の取扱いの変更について
- (2) 条例の一部改正の新旧対照表（案）

4 担当

文京区総務部総務課情報公開・法務担当

令和8年度(情運)諮問第1号 添付資料一覧

資料番号	資 料 名	備 考	頁
第1-1号	文京区情報公開制度の運用に係る延長決定の取扱いの変更について		1
第1-2号	文京区情報公開条例(平成十二年条例第四号)新旧対照表		3

総務部総務課

文京区情報公開制度の運用に係る延長決定の取扱いの変更について

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき情報公開制度の運用を行っているところであるが、即日の公開決定等ができない場合に行っている延長決定に係る手続を見直す。

1 見直しの背景

情報公開請求の件数は大幅に増加するとともに、請求内容が複雑多様化し、複数の所管課に関わる請求も増加しており、対象文書の確認、被覆作業、延長決定の即日決裁等に係る事務量が大幅に増加している。

(1) 請求件数の増加

情報公開請求の件数は、平成28年度に492件だったものが、令和7年度は961件となっており、約2倍となっている。

(2) 対象の文書「全て」の請求の増加

情報公開請求があった場合には所管課において対象文書を特定する必要があるが、請求の対象を「・・・に関する文書全て（一式）」としている請求が増加（385件、43.6%（令和6年度実績））しており、文書の検索及び特定作業に加え、一部公開の場合の公開・非公開の判断等に係る作業が増加している。

(3) 即日公開の割合の減少

上記の事情により、即日公開件数は244件、25.4%（令和7年度実績）となっている。また、原則即日公開の運用であることから、公開請求があった当日中に「延長決定」の決裁を行うため、当該事務も増加している。

2 変更点

上記の背景を踏まえ、当日中に公開決定等ができない場合における延長決定を要しないものとするが、公開決定等については引き続き「直ちに」行う。

3 今後の予定

令和8年7月 文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会への諮問及び答申

9月 条例改正案上程

10～12月 区報等による区民周知及び職員周知

令和9年1月1日 改正条例施行、運用開始

※ 請求者及び職員に影響があることから、混乱が生じないように丁寧に周知する。

文京区情報公開条例（平成十二年条例第四号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区情報公開条例 平成十二年三月二十三日 条例第四号 （公開請求に対する決定等） 第十二条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面により通知しなければならない。 2 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政情報に現に保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 （公開決定等の期限） 第十三条 実施機関は、第六条第二項の規定により補正を求める場合を除き、前条に規定する決定（以下「公開決定等」という。）は、直ちに行わなければならない。 2 実施機関は、行政情報の検索又は公開するかどうかについての決定に日数を要する場合等やむを得ない理由により、前項の規定により直ちに公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日の翌日から起算して十四日以内に公開決定等を行うことができる。	○文京区情報公開条例 平成十二年三月二十三日 条例第四号 （公開請求に対する決定等） 第十二条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面により通知しなければならない。 2 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政情報に現に保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 （公開決定等の期限） 第十三条 実施機関は、第六条第二項の規定により補正を求める場合を除き、前条に規定する決定（以下「公開決定等」という。）は、直ちに行わなければならない。 2 実施機関は、行政情報の検索又は公開するかどうかについての決定に日数を要する場合等やむを得ない理由により、前項の規定により直ちに公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日の翌日から起算して十四日以内に公開決定等を行うことができる。この場合において

て、実施機関は、公開請求者に対し、速やかにその期間及び理由を書面により通知しなければならない。 3 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の規定により十四日以内に行政情報を公開するか否か等についての決定を行えないときは、公開請求があった日の翌日から起算して六十日以内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかにその期間及び理由を書面により通知しなければならない。 (公開決定等の期限の特例) 第十四条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から六十日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずると認めた場合には、公開請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等を行い、残りの行政情報については相当の期間内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、速やかに公開請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 - 一 本条を適用する旨及びその理由 - 二 残りの行政情報について公開決定等を行う期限 2 実施機関は、前項の規定により公開決定等を行った場合は、その旨を運営審議会に報告しなければならない。	3 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の規定により十四日以内に行政情報を公開するか否か等についての決定を行えないときは、公開請求があった日の翌日から起算して六十日以内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかにその期間及び理由を書面により通知しなければならない。 (公開決定等の期限の特例) 第十四条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から六十日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずると認めた場合には、公開請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等を行い、残りの行政情報については相当の期間内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、速やかに公開請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 - 一 本条を適用する旨及びその理由 - 二 残りの行政情報について公開決定等を行う期限 2 実施機関は、前項の規定により公開決定等を行った場合は、その旨を運営審議会に報告しなければならない。
--	---